

梅ヶ枝中央会計

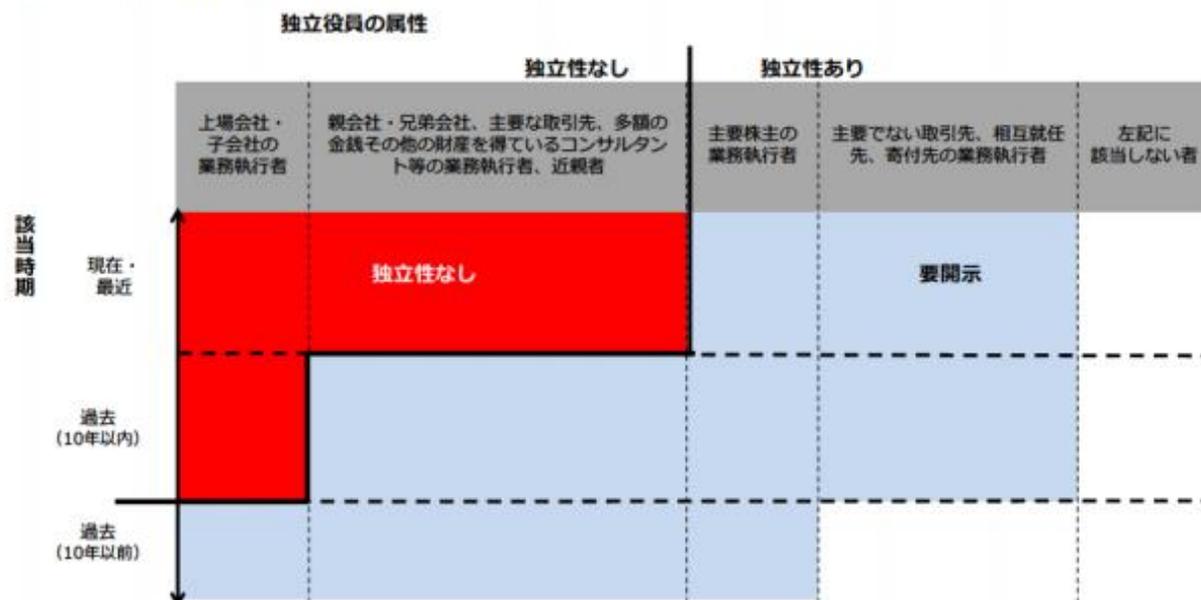
Q.上場企業における社外役員の要件とは？

A. 平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法での「社外」役員の定義と合わせて、証券取引所における「独立」定義について留意が必要です。
 また、監査役会設置会社において、社外監査役は「半数以上」であるのに対し、監査等委員会設置会社において、社外取締役は「過半数」であることに留意が必要です。

JQ・マザーズ	監査役会設置会社	「社外監査役」が最低 2 名。内 1 名は「独立」「社外監査役」→社外「取締役」がない場合、会社法上理由開示。
	監査等委員会設置会社	「社外取締役」が最低 2 名、内 1 名は「独立」「社外取締役」
本則市場	監査役会設置会社	「社外監査役」が最低 2 名、別途、2 名の「独立」「社外取締役」
	監査等委員会設置会社	「社外取締役」が最低 2 名、内 2 名は「独立」「社外取締役」

(「独立役員の確保に係る実務上の留意事項(2015 年 6 月改訂版)」より)

(参考) 独立性基準と属性情報の記載の全体イメージ 概念図



有価証券上場規程(独立役員の確保)第436条の2抜粋
 上場国内国株券の発行者は、一般株主保護のため、**独立役員**
 (会社法第2条第15号に規定する**社外取締役**、会社法第2条第16号に規定する**社外監査役**)を**1名以上確保**しなければならない。

会社法上の監査役会
 監査役会設置会社(委員会設置会社以外の公開会社である大会社においては監査役会設置義務、会社法 328 条 1 項)には**3人以上**おくことが必要であり、うち**半数以上が社外監査役**でなくてはならない(会社法 335 条 3 項)。
 また、監査役会設置会社においては、常勤監査役を選定しなければならない(会社法 390 条 2 項 2 号、同 3 項)。

会社法上の監査等委員会
 監査等委員である取締役は、**3人以上**で、その過半数は、**社外取締役**でなければならない。(会社法 331 条 6 項)。

梅ヶ枝中央会計

【会社法の改正】

(社外取締役を置いていない場合の理由の開示)

第三百二十七条の二 事業年度の末日において**監査役会設置会社**(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。)であって金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、**社外取締役を置くことが相当でない理由を説明**しなければならない。

(社外取締役及び社外監査役の要件)

①親会社等又は兄弟会社の関係者でないこと及び②当該株式会社の関係者(重要な使用人を含む)の配偶者又は二親等以内の親族でないことが追加。
→親会社の従業員が子会社の監査役である場合は、社外ではない。

(監査等委員会設置会社制度)

・監査等委員会設置会社制度。3人以上で**過半数**は社外取締役(会社法 399 条の 2②、331 条⑥)。→監査役会設置会社は 3 人以上で、**半数以上**は社外。

【会社法の社外役員定義】

1. 過去要件の見直し…「過去」→「10 年間」
2. 要件の厳格化

社外取締役…①に②以降を追加	社外監査役…①に②以降を追加
① 会社、子会社の業務執行取締役等でないこと	① 会社、子会社の取締役、会計参与、若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないこと
② 親会社の取締役、執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。	② 親会社の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと
③ 兄弟会社の業務執行取締役等でないこと	③ 兄弟会社の業務執行取締役等でないこと
④ 親会社等(自然人)、その配偶者又は二親等以内の親族でないこと	④ 親会社等(自然人)、その配偶者又は二親等以内の親族でないこと

3. 条文詳細

【社外取締役】	【社外監査役】
【改正前】 会社法 2 条 15 号 当該株式会社又はその 子会社 の 業務執行取締役 (株式会社の第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。)若しくは 執行役 又は 支配人その他の使用人 でなく、かつ、 過去 に当該株式会社又はその 子会社 の 業務執行取締役 若しくは 執行役 又は 支配人その他の使用人 となったことがないもの	【改正前】 会社法 2 条 16 号 過去 に当該株式会社又はその 子会社 の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは執行役又は 支配人その他の使用人 となつたことがないもの
【改正後】 会社法 2 条 15 号次のいずれにも該当 イ 当該株式会社又はその 子会社 の 業務執行取締役 (株式会社の第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。)若しくは 執行役 又は 支配人その他の使用人 (以下「 業務執行取締役等 」という。)でなく、かつ、 その就任の前十年間 当該株式会社又はその 子会社 の 業務執行取締役等 であったことがないこと。	【改正後】 会社法 2 条 16 号次のいずれにも該当 イ その就任の前十年間 当該株式会社又はその 子会社 の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。ロにおいて同じ。)若しくは執行役又は 支配人その他の使用人 であったことがないこと。

梅ヶ枝中央会計

<p>ロ その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。</p>	<p>ロ その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の監査役であったことがある者にあつては、当該監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。</p>
<p>ハ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。</p>	<p>ハ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。</p>
<p>ニ 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。</p>	<p>ニ 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。</p>
<p>ホ 当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと</p>	<p>ホ 当該株式会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。</p>

梅ヶ枝中央会計

【コーポレートガバナンス・コードとは】

東京証券取引所(以下、「東証」)が 2015/6/1 に施行。有価証券上場規程の別添。

→プリンシプルベース・アプローチ(原則主義)であり、ルールベース・アプローチ(細則主義)とは異なる。

有価証券上場規程 436 条の 3 より、

- ・本則市場の上場会社…基本原則・原則・補充原則
- ・マザーズ及び JASDAQ の上場会社…基本原則

	基本原則	原則	補充原則
第1章 株主の権利・平等性の確保	1	1-1~7	1-1①~③、1-2①~⑤、1-5①
第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働	2	2-1~5	2-2①、2-3①、2-5①
第3章 適切な情報開示と透明性の確保	3	3-1~2	3-1①~②、3-2①~②
第4章 取締役会等の責務	4	4-1~14	4-1①~③、4-2①、4-3①~②、4-4①、4-8①~②、4-10①、4-11①~③、4-12①、4-13①~③、4-14①~②
第5章 株主との対話	5	5-1~2	5-1①~③

→原則 4-8

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも**2名以上**選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも**3分の1以上**の独立社外取締役を選任することが**必要と考える上場会社**は、**上記にかかわらず**、そのための取組み方針を開示すべきである。

→(独立)社外取締役については、既に**会社法(平成26年改正後)**や**上場規則**が**1名以上の設置**に関連する規定を置いており、実務上もこれに沿った対応が見られるが、本コード(原案)では、独立社外取締役を複数名設置すればその存在が十分に活かされる可能性が大きく高まる、という観点から、「少なくとも2名以上」との記載を行っている。

【コーポレート・ガバナンスに関する報告書(ガバナンス報告書)とは】

・「コーポレートガバナンス・コード原案」序文第 15 項…東京証券取引所において整理がなされることを期待

・従来の決算短信でのコーポレート・ガバナンス関連情報の開示は、その開示内容が各社の裁量に委ねられ→**2015年6月1日以後最初に開催する定時株主総会の日から6か月を経過する日まで**に、新設する記載欄に記載したコーポレート・ガバナンスに関する報告書を東京証券取引所に提出。

…有価証券上場規程第 419 条

【独立役員とは】

・「独立」…会社法の条文に記載無し。上場規程・議決権行使助言機関の内規に定義

・有価証券上場規程第 436 条の 2

独立役員(一般株主と利益相反が生じるおそれのない**社外取締役**(会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。)又は**社外監査役**(会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。)をいう。以下同じ。)**を1名以上確保**

2 独立役員の確保に関し、必要な事項については、施行規則で定める。

・独立役員の確保に係る実務上の留意事項(2015 年 6 月改訂版)より

→「**上場管理等に関するガイドライン**」Ⅲ5. (3)の2において、典型的に一般株主と利益相反の生じるおそれがある場合を規定しています(以下、同項各号に定める事由を「**独立性基準**」といいます。)

梅ヶ枝中央会計

【取引所における独立役員定義】

「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5. (3)の2抜粋	独立役員の確保に係る実務上の留意事項(2015年6月改訂版)抜粋
(3)の2 規程第436条の2の規定 次のaからeまでのいずれか	
a 当該会社の親会社又は兄弟会社の 業務執行者 b 当該会社を 主要な取引先 とする者若しくはその 業務執行者 又は当該会社の 主要な取引先 若しくはその 業務執行者	※「 主要な取引先 」に該当するか否かについては、会社法施行規則第2条第3項第19号ロに掲げる「当該株式会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)」に準じて上場会社が判断するものとします。 「主要な取引先」とは、上場会社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当該取引先との取引による売上高等が上場会社の売上高等の相当部分を占めている相手や、当該株式会社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手、いわゆるメインバンクなどが考えられます。 なお、メインバンクに該当する銀行であれば必ず「主要な取引先」に該当するというわけではなく、メインバンクであっても、借入れ等の取引自体が僅少である場合など、「主要な取引先」に該当しないケースはあり得るものと考えられます。 ※「 業務執行者 」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず 使用人を含みます。監査役は含まれません。
c 当該会社から役員報酬以外に 多額 の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)	※「 多額 の金銭その他の財産」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第6号二又は同第76条第4項第6号二の「 多額 の金銭その他の財産(これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。)」に準じて 上場会社が判断 するものとします。 ※ 本項に該当し得る場合としては、顧問弁護士等が考えられますが、 顧問弁護士 であれば 必ず「多額の金銭その他の財産を得ている」者に該当するというわけではありません。 会社法施行規則第74条第4項第6号二(取締役の選任に関する議案) 二 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。)を受ける予定があり、又は過去二年間に受けていたこと。 会社法施行規則第76条第4項第6号二(監査役を選任に関する議案) 二 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(これらの者の監査役としての報酬等を除く。)を受ける予定があり、又は過去二年間に受けていたこと。
d 最近 においてaから前cまでに該当していた者	実質的に現在、(A)から(D)までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合をいい、 例えば、当該独立役員を社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点 において、(A)から(D)までのいずれかに該当していた場合等が含まれます。 1年以上前 に(A)から(D)までに該当していた場合には、「最近において…該当していた」に 該当しないことが通常 と考えられます。
e 次の(a)から(c)までのいずれかに掲げる者(重要でない者 を除く。)の 近親者 (a) aから前dまでに掲げる者 (b) 当該会社又はその子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。))を含む。) (c) 最近において前(b)に該当していた者	※「 重要でない 」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第6号ホ等に準じて上場会社が判断するものとします。具体的に「 重要 」な者として想定されるのは、A又はBの業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、 Cの所属する者 については 各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所所属する弁護士(いわゆるアソシエイト)を含みます。 を想定しています。 ※「 近親者 」とは、二親等内の親族をいいます。なお、離婚、離縁などによって親族関係が解消されている場合は、ここにおける近親者としては取り扱いません。